【調査の実施状況及び告発の状況】
　証券監視委は、本件相場変動目的暴行・脅迫が金商法（第158条　暴行・脅迫の禁止）に違反するとして、平成20年11月14日、神奈川県警察本部と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年11月26日、犯則嫌疑者を横浜地方検察庁検察官に告発した。
【告発の対象となった犯則事実】
　犯則嫌疑者は、株式会社ドン・キホーテ株券について、あらかじめ信用取引によって同株を売却しておき、同社店舗の安全性に対する不安を煽るなどして同株の株価を下落させた上、同株を安値で買い戻して利益を得るため
第１　平成20年７月２日、営業中のドン・キホーテ東名横浜インター店２階アパレルコーナーにおいて、同所に設置された衣類陳列棚付近の床面上にあらかじめペットボトルに入れて用意したガソリンを散布し、ライターでこれに点火して火を放ち、同所の床、陳列棚等に火を燃え上がらせ、もって有価証券等の相場の変動を図る目的をもって暴行をし
第２　同月３日午後７時23分ころ、横浜市中区内に所在するコンビニエンスストアーに設置されたファクシミリ送信機を使用し、株式会社神奈川新聞社読者広報センターあてに「ドン・キホーテへの制裁はまだ続きます　これよりの御社に送る内容を記事として掲載するか否かはお任せ致しますが、ドン・キホーテへの抗議として捉えて頂きたい。７／５（土）県内において二度目の制裁を行う。夕暮れ時に決行」などと記載した文書を送信し、同新聞社からの通報を受けた神奈川県警警察官等を介し、同月４日、その文書の内容をドン・キホーテ本社に伝達させ、同社の財産、信用等に危害を加える旨同社に告知し、もって有価証券等の相場の変動を図る目的をもって同社を脅迫し
たものである。
【告発後の経緯】
　平成20年11月19日、上記犯則嫌疑者について公訴の提起が行われ、横浜地方裁判所において公判係属中である。

③　株式会社アスクレピオスの詐欺事件に関連した内部者取引事件⑵
　本件は、株式会社ＬＴＴバイオファーマの子会社である株式会社アスクレピオスと取引関係にあった犯則嫌疑者が、株式会社アスクレピオスの病院再生事業が架空のものであり、その詐欺行為が発覚したこと等の株式会社ＬＴＴバイオファーマの業務に関する重要事実を知り、その公表前に株式会社ＬＴＴバイオファーマ株券を売り付けたものである。
　なお、本件重要事実のうち、株式会社アスクレピオスの病院再生事業が架空のものであり、その詐欺行為が発覚したことについては、バスケット条項（金商法第166条２項８号）を適用したものである。
【調査の実施状況及び告発の状況】
　証券監視委は、本件内部者取引が金商法（第166条１項等　会社関係者の禁止行為）に違反するとして、必要な任意調査を行い、平成20年12月５日、犯則嫌疑者を東京地方検察庁検察官に告発した。
【告発の対象となった犯則事実】
　犯則嫌疑者は、株式会社ＬＴＴバイオファーマの取締役副会長から、平成20年２月22日ころ、同人がその職務に関し知った、同社の業務執行を決定する機関において、同社が保有する、同社の子会社である株式会社アスクレピオス株式を売却して同社との資本提携を解消するとの、子会社の異動を伴う株式の譲渡を行うことについての決定をした旨の株式会社ＬＴＴバイオファーマの業務等に関する重要事実の伝達を受け、さらに、同年３月10日ころ、株式会社アスクレピオスの取締役から、同人がその職務に関し知った、同社が主力事業として累次にわたり投資を募っていた病院再生事業がいずれも架空のものであって、償還日が到来する都度、他の投資家を欺いて調達した金員をもって償還に充てることを繰り返していた事実が投資家の知るところとなり、同事業の継続が事実上困難になった旨の株式会社アスクレピオスの運営、業務又は財産に関する重要事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実の伝達を受けたものであるが、法定の除外事由がないのに、いずれも上記各事実の公表前である同年３月４日から同月17日までの間、ＬＴＴバイオファーマの株券合計486株を代金合計1,924万30円で売り付けたものである。
【告発後の経緯】
　平成20年12月19日、上記犯則嫌疑者について公訴の提起が行われた。平成21年４月15日、東京地方裁判所において、懲役１年６月（執行猶予３年）、罰金100万円、追徴金約1,924万円の判決が言い渡され、同裁判は確定した。

④　株式会社ドン・キホーテ店舗への放火による相場変動目的暴行・脅迫事件⑵
【調査の実施状況及び告発の状況】
　証券監視委は、本件相場変動目的暴行・脅迫が金商法（第158条　暴行・脅迫の禁止）に違反するとして、神奈川県警察本部と合同で必要な任意調査を行い、平成20年12月17日、犯則嫌疑者を横浜地方検察庁検察官に告発した。
【告発の対象となった犯則事実】
　犯則嫌疑者は、株式会社ドン・キホーテ株券について、あらかじめ信用取引によって同株を売却しておき、同社店舗の安全性に対する不安を生じさせるなどして同株の株価を下落させた上、同株を安値で買い戻して利益を得るため
第１　平成20年５月26日、営業中のドン・キホーテ港山下店１階アパレルコーナーにおいて、ライター用オイルを染み込ませたティッシュペーパー入りビニール袋を同所に陳列されていた衣類に貼付し、その衣類にオイルライターで点火して火を放ち、さらに、同店１階寝具コーナーにおいて、前同様のビニール袋を同所に陳列されていた布団類在中の段ボール箱に貼付し、点火したオイルライターをそのビニール袋の直下に置いて火を放ち、アパレルコーナーの衣類を燃え上がらせ、もって有価証券等の相場の変動を図る目的をもって暴行をし
第２　同社の店舗建物に放火する旨犯行を予告しようと企て、同月29日、横浜市中区から新聞社４社あて及び株式会社ドン・キホーテ本社あてに「警告深夜の騒音、治安の悪化に対し改善の申入れを幾度も行ったが、何の対処対策案が出されないのは非常に不快であり残念である。従って我々は強行手段に訴える事とする。先の環八世田谷店と同規模の被害を神奈川県内数店舗に与える。先日の新山下店での一件でこれが冗談の類でない事の証とする。」などと記載した文書を郵送し、同月31日及び同年６月１日、ドン・キホーテ幹部社員に、前記各新聞社からの通報を受けた警視庁警察官等を介して、あるいは、株式会社ドン・キホーテ本社あて文書を閲覧させて、各文書の内容を了知させ、同月２日、同人らをして、これをドン・キホーテの代表者に伝達させ、同社の財産、信用等に危害を加える旨同社に告知し、もって有価証券等の相場の変動を図る目的をもって同社を脅迫し
たものである。
【告発後の経緯】
　平成20年12月19日、上記犯則嫌疑者について公訴の提起が行われ、横浜地方裁判所において公判係属中である。

⑤　ＩＲ専門家によるＩＲ対象株券に係る内部者取引事件
　本件は、ＩＲ専門家である犯則嫌疑者が、ＩＲコンサルティング契約を締結していた株式会社ワークスアプリケーションズの業績予想の下方修正という同社の業務等に関する重要事実を、同社に対するＩＲコンサルティング業務を行う中で